

高島市学校における働き方改革取組方針

1 策定の趣旨

学校を取り巻く環境は、複雑化・多様化しており、それに伴い、教職員の負担も大きくなっています。また、次期学習指導要領の実施による、「主体的・対話的で深い学び」の実現や英語の教科化などへの準備も各校において進められていますが、そのための時間も確保していかなければなりません。

一方で、長時間労働が継続することにより、教職員の健康が損なわれる虞があり、場合によっては、児童生徒への教育活動に大きな支障を来すことになります。

国においては、平成29年12月に文部科学省より、「学校における働き方改革に関する緊急対策」が、平成30年2月には、「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について」が公表されました。一方、スポーツ庁からは、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン骨子（案）」が公表されています。県においては、働き方改革推進会議が行われ、平成30年1月末には「学校における働き方改革取組方針」が公表されました。

本市においては、各校における、パソコンのタイムカード機能を活用した勤務時間管理をはじめ、会議の精選、効率化、学習教材の共有化等による業務の見直し、改善に取り組んできました。市教委では、市教委学校訪問の回数および、訪問時間の削減等に取り組んできました。また、「高島市総合教育会議」において、小中学校教職員の勤務の現状や、働き方改革の取組に関して議論を深めるとともに、「高島市教職員の働き方改革に関する懇談会」を開催し、教職員の勤務時間管理や業務環境改善に関する現状や課題、部活動の在り方などについて、関係者それぞれの立場から貴重な意見をいただいたところです。

これらのことを踏まえ、「高島市学校における働き方改革取組方針」を策定しました。本方針に基づき、教職員が健康を保持しながら、自信と誇りをもって子どもと向き合う時間を確保していくため、働き方改革の取組をさらに推進していきます。

2 取組の方針

教職員の業務には、家庭への持ち帰り仕事や時間外の緊急対応業務など、その勤務態様に特殊性があります。それらは教職員の「子どものために」という情熱や使命感、責任感に基づく、ある意味献身的で自発的な取組により支えられている面があります。教職員が、心身の健康を損なうことなく、誇りや情熱を持ち続け、充実して働き続けることができるとともに、学習指導や生徒指導の質を高めるための時間や、児童生徒と向き合う時間を確保していくことを目指して、以下の取組を進めていきます。

3 取組の目標

(1) 1ヶ月あたりの超過勤務時間が45時間を超える教職員の割合（年平均）

小学校 40%以下

中学校 50%以下

(2) 年次有給休暇の1人あたりの年間平均取得日数

14日以上

4 働き方改革に向けた取組

5つの視点による取組

- (1) 教材研究等、授業にかかる時間を確保するため、これまでの取組を踏まえ、引き続き、学校における業務の見直しや効率化を進める。

- ①会議等の精選、効率化を進める。
- ②保護者や地域、関係団体との信頼関係を深め、連携を図る。
- ③学習教材等の共有化を図る。
- ④教職員の業務や学校行事等のあり方を見直し、改善を図る。
- ⑤管理職による教職員の勤務時間管理、業務改善に向けた組織マネジメントを推進する。

【職場の雰囲気づくりに向けた視点】

教職員個々のキャリアや家庭事情等を踏まえ、職務と家庭生活の両立ができるよう、周囲の温かな理解がある職場の雰囲気や環境のあり方を考え、推進する。

- (2) 部活動指導に関するこれまでの取組を踏まえ、引き続き負担軽減を図る。

- ①適切な活動時間や休養日を設定する。
- ②朝練習のあり方について見直しを図る。
- ③部活動外部指導者の活用を進める。
- ④部活動顧問の複数体制を進める。

【部活動に関する負担軽減の視点】

部活動における人格形成や生徒指導上の果たす役割の大きさを踏まえつつ、生徒や教職員の心身の健康も配慮し、よりよい部活動指導のあり方を考えていく。

- (3) 学校の教育力、組織力を高める取組を進める。

- ①スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、特別支援教育巡回相談員等、専門性をもった人材との連携を推進する。
- ②学校事務共同実施の充実を図るとともに、事務職員の学校運営への参画を促進する。
- ③市福祉部局や関係機関との連携、協力体制を推進する。

- (4) 地域の力を学校に生かす取組を進める。

- ①学校運営協議会、地域学校協働本部による地域学校協働活動を推進する。
- ②教職員の働き方改革に関する保護者や地域への理解促進を図る。

(5) 教職員の適切な勤務時間管理を進める。

- ①勤務時間を適切に把握する。
- ②働き方改革やマネジメントに関する研修会を実施する。
- ③長時間勤務に関する意識の改革、タイムマネジメント意識の向上を図る。
- ④年次有給休暇の取得促進を進める。
- ⑤長時間勤務者への面接指導を推進する。

5 具体的な取組基準

小中学校

【勤務時間に関して】

- ①平日の退勤の目安時刻を 19 : 00 までとして業務に取り組む。
- ②週に 1 回以上、定時退勤日を設ける。
- ③1 ヶ月あたりの時間外労働時間を 80 時間までにする。
- ④夏季休業期間中について、1 週間以上の集中休暇期間を設定する。

【部活動に関して】

- ①週 2 日以上（平日 1 日と土日のいずれか 1 日）を休養日に設定する。
- ②大会や練習試合のため、予定していた土日の休養日に活動する場合は、その前後の 2 週の期間内に休養日を設定する。
- ③活動時間は、平日 2 時間程度以内、週休日等 4 時間程度以内とする。
- ④朝練習は、原則として行わない。

6 教育委員会の取組

- (1) 市教育委員会主催の会議や研修に関して検討・精選を図る。
- (2) 市教育委員会学校訪問の回数や訪問時間の削減を継続実施する。
- (3) 報告文書の精選・報告の簡略化について検討し、改善を図る。
- (4) 常勤、非常勤嘱託職員の適正な配置を進める。
- (5) ストレスチェックを実施するとともに、長時間労働者への面接指導を推進する。